

広告

# 大きく変わった

# 相続・贈与

## 専門家に相談して対応を

「相続税」というと「わが家は金持ちでないから関係ない」と思っている人が多い。だが、2015年に相続税の非課税枠である基礎控除が縮小されたことにより、相続税を負担しなければならない人の数は倍増し、相続税対策が必要なケースも増えている。一方で、相続・贈与に関する法律や税制はたびたび改正されている。自己判断で相続税対策を行うと、かえってトラブルになりかねないので、専門家のサポートは不可欠だ。相続に特化しているランドマーク税理士法人に相談すれば、適切なアドバイスを受けられる。

### 相続税評価額の計算は専門家に依頼する

相続が起こったとき、亡くなった人の遺産の額によって相続税がかかる。かからないか決まる。相続税には基礎控除という非課税枠があり、遺産が基礎控除を超えていたら、超えた部分に相続税がかかるという仕組みだからだ。

現在の基礎控除は3000万円(600万円×法定相続人の数)。例えば相続人が3人の場合だと、基礎控除は4800万円となる。基礎控除は税制改正によって2015年から、それまでの6割に縮小されたため、相続税がかかるケースが増加した。亡くなった人1000人のうち、相続人に相続税負担が生じる人の数を見てみると、税制改正前の14年は4.4人だったのに対し、23年は9.9人に倍増している。

遺産が基礎控除を超えているかどうかは、亡くなった人の遺産の相続税評価額の総額を計算してみないとわからない。相続税評価額の求め方は遺産の種類によって異なり、現金・預貯金は残高、建物は固定資産税評価額となっている。土地は時価や公示地価ではなく、「路線価方式路線価×面積」や「倍率方式」で計算する。基本的には、形状や接している道路との関係などによって加算・減算があり、計算が難しいので、相続に詳しい税理士に依頼して評価額を計算してもらうとよい。

### 大きく変わった生前贈与のルール

財産の相続税評価額の総額を計算した結果、相続税の負担が重くなりそうだったら、相続税対策を考えたい。

比較的取り組みやすいのは生前贈与だ。生前に財産の一部を贈与して減らしておけば、相続税の負担が軽減されるが、昨年の税制改正で贈与税のルールが変わったので注意が必要だ。

生前贈与を用いた相続税対策としては、贈与税の非課税枠である年間110万円以下の贈与を複数回行う「暦年贈与」が広く利用されてきた。ただし、亡くなる前3年以内に贈与された財産は、相続財産に加算される「持ち戻し」がある。27年1月以降の相続から、この持ち戻しの期間が段階的に7年に延長されるため、暦年贈与による相続税の節税が難しくなっている。

代わって注目されているのが「相続時精算課税」だ。60歳以上の親・祖父母から18歳以上の子・孫への贈与が対象で、管轄の税務署に「相続時精算課税選択届出書」を提出すると、それ以降は累計2500万円まで非課税で贈与できる。贈与した財産は、相続時に相続財産に加算されるので、相続税の軽減には直接結びつかないが、24年以降

の贈与については年間110万円までは課税せず、相続財産にも加算しないことになったため、利用価値が高まったといえる。

持ち戻しの対象とならない贈与税の非課税枠を利用する方法も考えられる。「配偶者控除」は、婚姻期間20年以上の配偶者に居住用財産を贈与する場合、2000万円まで非課税となる。「住宅資金贈与の非課税制度」は、父母や祖父母が子や孫に住宅資金を贈与するとき、省エネ住宅等は1000万円、それ以外は500万円まで非課税になる仕組み。税制改正で利用期限が26年末までに延長された。

「教育資金贈与の非課税制度」は、祖父母などから孫へ、学校や塾、習い事などにかかる費用を一括で贈与する場合、最大1500万円までが非課税となる。26年3月末までの贈与が対象。「結婚・子育て資金の一括贈与」にかかる非課税制度は、祖父母等から孫へ学費費用、出産費用などを一括で贈与する場合、最大1000万円までが非課税となる。これも税制改正で贈与の期限が27年3月末までに延長された。

こうした贈与税の非課税制度の活用は贈与税・相続税の軽減につながるが、細かい適用条件があるので、専門家に相談しながら最適な利用方法を考えるようにしたい。

生前贈与以外の相続税対策

## 定例セミナー開催 (参加無料 要予約)

### 令和7年度税制改正と不動産の相続問題

生前贈与に関するルール、マンションの評価方法、相続登記の義務化等の詳しい改正点や対策方法を解説します。

日時: 4月10日(木) 14:00~16:00  
(セミナー 14:00~15:00 個別相談 15:00~16:00)

会場: 新横浜セミナールーム  
神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

TEL.0120-48-7271  
平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~18:00 日曜・祝日 10:00~17:00  
https://www.landmark-tax.com/

## 経営者セミナー開催 (受講有料 要予約)

### 会社の相続 ~事業承継~

日時: 6月6日(金) 13:00~16:00  
会場: 新横浜セミナールーム  
神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

日時: 7月15日(火) 13:00~16:00  
会場: 丸の内セミナールーム  
東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階

経営者セミナーの詳細お申込みは

ランドマーク税理士法人は、相続相談2万6,000件、相続税申告9,000件超の実績を誇る、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に15拠点を展開。国税局OBなど550人を超える相続税に強い社員が相続をフルサポートします。初回の相談は無料です(60~90分)。

# ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします。

 <p>税理士 杉山 貴紀 相続・不動産の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>公認会計士・税理士 植松 務 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>税理士 永瀬 寿子 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>元国税調査官・税理士 岡山 敦 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>元国税調査官・税理士 大坂 裕彦 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>元国税調査官・税理士 金子 守 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>税理士・行政書士 清田 幸弘 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>元国税調査官・税理士 小倉 正裕 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>元国税調査官・税理士 押山 満 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>元国税調査官・税理士 江連 貴徳 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>税理士・不動産鑑定士 松下 豊 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>税理士 平塚 一成 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>	 <p>公認会計士・税理士 清田 幸佑 相続・事業承継の専門家として、主に中小企業向けに相続・事業承継のサポートを行います。</p>
--	--	---	---	--	---	--	--	---	--	---	--	--